

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域資源をフル活用した「みらい型農園事業」

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県つくばみらい市

3 地域再生計画の区域

茨城県つくばみらい市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市は、市域面積 7,916ha のうち、市街化区域を除く 7,125ha が農業振興地域に設定され、さらにこのうち 3,300ha が農振農用地に設定された、自然条件、地理的条件などに恵まれた優良農業地帯である。

水稻、露地野菜、花き、果樹等古くから様々な品種による営農体系が確立されているが、農業従事者数は減少（農業就業人口（農林業センサス）：H22 年 2,044 人→H27 年 1,821 人）し、さらに、農業従事者の高齢化（65 歳以上の農業就業人口（農林業センサス）：H22 年 1,343 人（65.7%）→H27 年 1,218 人（66.9%））が進んでおり、それにより、耕作放棄地も増加（H28 年 117ha→R1 年 124ha）している。

農業産出額は増加（農業産出額（関東農林水産統計年報）：H26 年 356 千万円→H28 年 386 千万円）しているものの、増加の品目は米と野菜のみであり、それ以外の品目では減額または横ばいである。増加の理由として、農業経営体の大規模化による生産力の向上が挙げられるが、地域農業を担う大規模農家、いわゆる「担い手」と言われる経営体の高齢化及び後継者不足が深刻な課題となっており、中長期的な視点で考えると、担い手の減少による農業の衰退が懸念されている状況である。「農業は儲からない、作業がきつい」というイメージが先行しており、さらに、働きながら農業技術を習得する機会も少ないため、

就農に二の足を踏む若者も多く、農業従事者の確保及び持続可能な農業経営支援が喫緊の課題となっている。

また、農業者個人では商品開発や販路拡大等に関する専門的な知見を有していないため、農産物のブランド化による付加価値向上が難しい状況であり、規模拡大以外での農業所得の向上が困難な状況である。官民連携による農産物の高付加価値化や生産流通システムの構築による販路拡大が課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

人口減少対策が喫緊の課題となっている自治体が少なくない中、本市は、都心部から約 40 km圏にありながら、周辺には豊かな自然環境が残っていること、さらにはつくばエクスプレス開通によりみらい平地区の住宅開発が進んだことにより、総人口は増加している。一方、みらい平地区以外の既存地区では、人口が減少し続け、少子高齢化が進んでいる。「第2期つくばみらい市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、平成31年4月1日現在の本市の高齢化率は26.0%であるが、みらい平地区が8.1%である一方、それ以外の既存地区は32.8%と高く、将来的には、既存地区ではさらに高齢化が進むことが予想されている。

本市の基幹産業は農業であるが、その農地のほとんどが既存地区にあるため、農業人口においても同様に高齢化が著しく、高齢を理由に離農するケースも多いほか、認定農業者や人・農地プランに位置付けられている中心経営体といったいわゆる地域の「担い手」と呼ばれる農業者等においても高齢化が進み、後継者不足が深刻な状況であり、将来的に本市の農業を支える人材が不足し、農業環境の崩壊の恐れがあることが分かった。

「第2期つくばみらい市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地元産業の振興による地域経済の活性化」が掲げられており、都市農村交流による移住・定住の促進、農業体験事業等を通じた食育や賑わいの創出、さらに民間企業が持つ農業技術等を活用した農業振興施策を実施していくことにより、都市部からも近く、かつ、豊かな自然や地域資源を多く有する本市だからこそ可能な多面的な魅力の発信に繋げ、農業関係人口の増加やこれまでの常識にとられない農業者育成支援、さらにはICT技術を活用した農業経営の確立等を

図っていくことにより，農業を主軸とした地域の活性化を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021 年度増加分 1 年目	2022 年度増加分 2 年目
農業参入者数(人)	0	3	3
耕作放棄地解消面積(a)	0	20	20
新規ブランド件数(件)	0	1	0
農業教育事業参加者数(人)	0	90	5

2023 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
3	9
20	60
1	2
5	100

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域資源をフル活用した「みらい型農園事業」

③ 事業の内容

- ・市内全体をみらい型農園として位置付け，本市に潜在する多様な農業資源を活用しながら，都市部に近いという強みを生かした農業施策を実施

する。

- ・馬耕や収穫体験等の農作業体験を行うことにより、地域間・多世代交流による賑わいを作るとともに、食育や体験を通じて農業を身近なものとして感じてもらう。なお、事業実施については、市内の青年農業者で組織された農業者団体つくばみらい市マスターズ等の農業経営者へ委託する。（交付対象外の事業のため、市の一般財源で予算措置）
- ・移住・定住に繋げていくため、週末に定期的に農園に触れ合う環境づくりや、空家等を活用しながら農業体験や生活体験ができる仕組みを構築する。
- ・農業体験事業に障がい者等を雇用することにより、農繁期の労働力不足解消だけではなく、障がい者の社会参加による生きがいを推進する。（交付対象外の事業のため、市の一般財源で予算措置）
- ・農業参入支援として、これまで一般的に行われてきた相談支援だけでなく、退路を断って農業参入することによるリスクを軽減するため、主となる収入源を残したまま農業参入が可能となるよう、都市部から近いという地の利を生かした支援として「半農半 X」から始める農業参入支援も取り入れ、農地、機械、技術の問題を一体的に解決するため、民間企業と連携した環境の整備を図る。
- ・技術支援として民間企業と連携して、スマート農機を用いた農業技術の見える化を図るとともに、良質な農産物の栽培方法を先端技術を用いて策定することにより、収量の安定及び作業の効率化を図り、持続可能な農業経営を確立する。
- ・民間企業と連携して、デジタルテクノロジーを活用して、生産工程の見える化や農業環境に生育する微生物や生き物の配信を行い、子供たちに向けて IT 等を活用した教育に繋げるほか、農産物に付加価値をつけ、農業の低収入及び低安定性の改善を図る。
- ・最先端栽培技術を活用し、本市の気候条件では慣行栽培が困難な品目、又は本市で既に栽培している品目でブランド（特産品）を開発し、MADE IN TSUKUBAMIRAI の安心安全な農産物を提供する。
- ・事業関係者等により構成される（仮称）みらい型農業推進協議会におい

て事業を検証することにより、発展性のあり、かつ、効率的な事業展開が期待できる。また、事業関係者等が事業調整をすることにより、各事業間において連動制を持たせることができ、農業コミュニティの形成等が期待できる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

市内全体をみらい型農園と位置付け、多くの人に農業体験、食育、農産物情報等に触れることが出来る機会を設け、それを起点として農業参入等支援事業の参加者の増加を目指し、参加費等の増加を目指す。

【官民協働】

つくばみらい市マスターズとは農業技術指導、民間企業とは先端技術を用いたスマート農業、テクノロジーを駆使した農産物の付加価値向上、及び新規就農者支援、筑波大学とは農業版 Society5.0 の達成のための共同研究など、行政では対応が困難な各民間の強みを生かして取り組むことにより、幅広い事業展開が可能となる。

【地域間連携】

首都圏やつくばエクスプレス沿線地の住民をターゲットに、農業体験や農業参入支援等を行うことで、関係人口の拡大及び担い手の確保を図り、将来的な移住・定住に繋げる。

また、農産物のブランド化に向けた取組やPRについて、茨城県と連携を図る。

【政策間連携】

市の基幹産業であり、かつ、魅力でもある農業にスポットを当て、地域農業の牽引者の創出や、新たな農業従事者となる担い手の確保・育成を図ることにより、移住・定住施策の推進や空家対策に効果を波及させる。また、担い手の増加により農業を通じた雇用も期待でき、さらに農福連携等による障がい者の社会参加にも繋がる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度7月に「つくばみらい市まち・ひと・しごと創生有識者会議」による効果検証を行い，翌年度以降の取組方針を決定するとともに，結果を公表する。

【外部組織の参画者】

産業界，行政機関，学術研究機関，金融機関，労働団体，報道機関，その他市長が必要と認める者

【検証結果の公表の方法】

毎年度，検証後，速やかにつくばみらい市のホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 32,453 千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 農業体験事業

ア 事業概要

農業農村環境等への更なる興味関心の促進を図るため，地域資源を活用した農作業や収穫の体験事業を行い，農業参入者の確保及び地域活性化に繋げる。

イ 事業実施主体

2に同じ。

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

(2) 都市農村交流事業

ア 事業概要

都市住民に対してどんど焼き等の農村文化体験及び田んぼアート等の作業体験を行うことにより、古来からの農村生活に触れ、興味関心を促進し、移住・定住へと繋げる。

イ 事業実施主体

2に同じ。

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。